

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| 案件名称 | 契約日 | 契約の相手方 | 契約金額 (円) | 随意契約理由 (根拠法令) | 担当部署 (問合せ先) |
|--------------------------|-----------|-----------------|-----------|---|------------------------------|
| 神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」の管理運営業務 | 2023年4月1日 | 一般財団法人住吉学園 | 6,380,000 | 保存および活用にあたっては、地域の歴史や特色、課題等の実情を十分に把握しながら、地域と連携した管理運営を行うことが必要となる。委託予定先である『一般財団法人住吉学園』は、地域社会の健全な興隆発展に寄与することを目的として設立された団体で、地域の教育・文化・福祉の振興や、コミュニティー活動の活性化等への取組みを積極的に推進している。 「旧乾家住宅」についても、地域の文化遺産として関心が高いことや、加えて、管理運営に必要な人的ネットワークを有していること、また、2022（令和4）年度も良好な管理状態を維持していることから、適切かつ効率的に実現できるのは当該事業者においては見当たらないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局業務改革課 (TEL: 322-5062) |
| 神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務 | 2023年4月1日 | 公益財団法人神戸市公園緑化協会 | 3,312,100 | 神戸市指定名勝「旧乾家庭園」は神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」と一体不可分なものである。 「旧乾家庭園」の保存管理においては、定型的な管理作業が中心となる街路樹等の管理とは異なり、『神戸市指定名勝「旧乾家住宅」保存管理計画書』の内容を具体化し、着実に実施することにより、名勝としての形成と定着、及び良好な植生の維持管理に努める必要がある。 各樹木の剪定作業にあたっては、ヘリテージマネージャーの指導助言の趣旨を理解し、旧乾邸庭園の樹木の状況に精通している必要がある。毎年、業者が変われば、樹木毎にこれまでの手入れの考え方や手入れの状況を説明をする必要があり、ヘリテージマネージャーや協会職員の監督指導の回数が大幅に増加することが想定され、安定的な管理が見込めない。 神戸市指定名勝に指定される前より庭園の景観形成に携わり、その姿と文化的価値を後世に継承するためのノウハウ、人材、及びネットワークを有し、ヘリテージマネージャーとも円滑に業務を遂行できるのは、当該事業者においては見当たらないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局業務改革課 (TEL: 322-5062) |
| 神戸市例規データベースシステムのデータ更新等業務 | 2023年4月1日 | 株式会社ぎょうせい 関西支社 | 4,477,000 | 当該契約の相手方は、現在の神戸市例規データベースシステムを構築し、提供するものであり、当該システムについて例規に係るデータ更新等の業務は、現在のシステムを提供する契約の相手方以外ではその履行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局法務支援課 (TEL: 322-5064) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|----------------------------|-----------|------------------------------|--|--|---------------------------------|
| 神戸市職員証発行及び職員証管理システム保守業務 | 2023年4月1日 | 日本電気株式会社 | 職員証発行経費 1,060円/件 システム・端末 保守経費 1,243,600円 | 神戸市職員証管理システムは日本電気株式会社が開発し保守を行っているシステムであるとともに、同社からは職員証認証基盤の整備においても技術的支援を受けており、今後も認証基盤を利用した各種システムを安全に運用し滞りなく市民サービスを提供するためには、同社が安全かつ効率的に実施できる唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局人事課 (TEL: 322-6748) |
| 職員健康診断業務 | 2023年4月1日 | 神戸市職員共済組合 | 職員定期健康診断7,090円/件 前立腺がん検査500円/件 乳がん検診1,000円/件 ※税抜き金額 | ①毎年度、約4,000人の職員が当該人間ドック健診を受診しており、これらの職員の健診結果に基づくフォローが可能となり、受診率の向上や職員の健康管理に寄与する。 ②健診機関に委託して実施する検診の単価以下の費用で実施できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号及び第7号に該当) | 行財政局厚生課 (TEL: 322-5096) |
| 産業医の選任及び業務の委託(長時間勤務者への面談等) | 2023年4月1日 | 株式会社サナシオ | ①基本料金 60,000円/月 ②追加 60,000円/件 ③超過 10,000円/件 | 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局厚生課 (TEL: 322-5096) |
| 産業医の選任及び業務の委託(職場巡視等) | 2023年4月1日 | エムスリーキャリア株式会社 | ①基本料金 20,000円/月 ②追加訪問 30,000円/件 | 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に基づく産業医業務には高度の専門的な知識及び資格を必要とする。産業医には、職員の健康保持のため、職場における作業方法や衛生状態を確認し、職員の健康障害を防止する責務があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局厚生課 (TEL: 322-5096) |
| 神戸市人事給与システム保守及び運用支援業務 | 2023年4月1日 | 株式会社Works Human Intelligence | 77,178,860 | 当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425) |
| 庶務事務システム運用保守業務 | 2023年4月1日 | 株式会社高知電子計算センター | 28,600,000 | 当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|---------------------------------------|-----------|--|------------|---|---------------------------------|
| 庶務事務システム改修 (各種機能拡充対応) 業務 | 2023年4月1日 | 株式会社高知電子計算センター | 6,385,500 | 当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425) |
| 神戸市消耗品調達システムの運用保守業務 | 2023年4月1日 | アスクル株式会社 | 12,804,000 | 当該業務は、公募型プロポーザルにより決定したシステム開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425) |
| 特別徴収支援システム保守管理業務 | 2023年4月1日 | 株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部 | 9,339,000 | 本業務は、高度な専門性を必要とするものであり、情報の秘密保持にも十分配慮する必要がある。このため、業者の委託先にも、信用・技術・経験が要求され、資格のある相手方を選定して契約を行うことが必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352) |
| 特別徴収支援システムの機器更改に伴う移行作業業務(導入業務)に係る委託契約 | 2023年4月1日 | 株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部 | 7,700,000 | 当システムは、高い技術と経験を有する下記業者が、本市の仕様に基づき設計・開発した固有システムである。仮想サーバへの移行業務は、下記業者が受託している保守管理業務と同様、基幹システム(課税システム)との連携について考慮しながら行う必要がある。また、システムの汎用性が無いため、他社への委託は困難であると考えられる。 本契約は、2015(平成27)年度の一般競争入札(総合評価方式)において開発したシステムを仮想サーバへ移行させるものである。事業の継続性、障害時の対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352) |

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|---------------------------|-----------|---------------|------------------------------------|--|----------------------------------|
| 令和5年度個人市民税オンラインシステム改修業務 | 2023年4月1日 | 株式会社日立製作所神戸支店 | 333,001,363 | <p>個人市民税オンラインシステムは、本市の独自仕様に基づいて委託契約先候補である株式会社日立製作所が開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。</p> <p>当該業者は、1990（平成2）年にシステムを開発し、その後2016（平成28）年度には当該システムのCS化を行ってきており、システム改修を行うために必要な経験と高度な技術及びノウハウを有する唯一の業者である。また、当該システムの経常運用保守業務を当該業者に委託しており、システム運営に支障をきたすことなく効率的な作業が期待できる。</p> <p>当該システムの改修業務は開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、又同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当）</p> | 行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352) |
| 固定資産税評価図管理システム保守業務に係る委託契約 | 2023年4月1日 | 株式会社パスコ神戸支店 | 18,307,300 | <p>固定資産税評価図管理システムの開発業務は、1997（平成9）年度に株式会社パスコ神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14に該当）</p> | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422) |
| 神戸市家屋評価計算システム運用・保守業務 | 2023年4月1日 | 株式会社さくらケーシーエス | 9,010,760 | <p>現在使用している家屋評価計算システム（HYOCA-Z）は、2013（平成25）年度にシステム設計・開発業務の委託にあたり、本市と同等規模の行政庁における導入実績のある3社において競争した結果、導入が決定されたものであるが、本件契約先は、当該システムの神戸市における販売・請負代理店であり、当該システムの運用・保守は他業者では行えないため。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9423) |
| 市税コンビニ収納に係る収納代行業務 | 2023年4月1日 | 株式会社電算システム | 54円/件 15,000円/月 (65,733,000) | <p>2006（平成18）年度からの市税コンビニ収納開始に際して、プロポーザル方式により、廉価で利用可能なコンビニチェーン数が最も多いことから当該契約の相手方を選定し、その仕様に合わせてバーコードを作成した。</p> <p>また、本市と契約先の間でのみコンビニ収納データの送受信を行う仕様で、収納システムの消込み機能を新たに構築した。当該契約の相手方から契約先を変更する場合、新たな契約先の仕様に対応したシステム構築等を行う必要があり多額の費用を要するため、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> | 行財政局税務部収納管理課 (TEL: 647-9521) |

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|---------------------------------------|-----------|-----------------|-------------------------------------|--|---------------------------------|
| Web口座振替受付サービス業務 | 2023年4月1日 | ヤマトシステム開発株式会社 | 110円/件 100,000円/月 (1,551,000) | 当該契約の相手方は、2020（令和2）年度に公募型プロポーザルにより決定した。対象金融機関との連携やLGWANの利用、高セキュリティな環境で還元データを確認できるといったサービスを提供できる事業者は当該相手方以外にない、安定的な運用を確保するためには引き続きの契約が必要。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部収納管理課 (TEL: 647-9521) |
| 神戸市LMS(学習管理システム)運用保守業務 | 2023年4月1日 | 株式会社日立システムズ関西支社 | 22,644,050 | 契約事業者は本システムの開発導入業務を行っており、他に運用保守の知識を有する事業者はおらず代替がきかない。また、プログラム等の情報を他の事業者に公開することは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局職員研修所 (TEL: 221-3888) |
| 法務支援課、行政管理課及び法務支援専門官等の業務に係るコンサルティング業務 | 2023年4月3日 | 弁護士法人神戸シティ法律事務所 | 3,960,000 | 当該契約の相手方は、市内の弁護士事務所であり、これまで自治体を含む不祥事に関する調査や組織改善等にも携わり、本市におけるヤミ専従問題に対する対処方法及び第三者委員会の設置並びにコンプライアンス推進体制の改革に関して法律的助言を行うなど、継続的な政策法務、予防法務、コンプライアンスの推進及び内部統制体制の推進に携わってきた。 「市役所改革方針」及び「市役所改革 実施施策」に基づく「コンプライアンス推進体制の改革」を継続的に検討・実行するとともに、地方自治法改正に伴った内部統制体制を構築するにあたって、引き続き助言・相談等の必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局法務支援課 (TEL: 322-5064) |
| 神戸市人事評価システム保守運用業務 | 2023年4月3日 | 株式会社ハイエロン | 3,837,240 | 本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、システム開発に携わった本事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局人事課 (TEL: 322-6748) |
| 神戸市令和5年度公債募集委託契約 | 2023年4月3日 | 株式会社三井住友銀行 | 2,200,000 (2023（令和5）年4月発行分) | 募集から償還までの長期にわたる事務処理を安定的に行う必要があることから、本市の指定金融機関と契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局財務課 (TEL: 322-5137) |

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|---|------------|---------------|------------|---|----------------------------------|
| 固定資産評価図管理システム仮想環境移行業務 | 2023年4月3日 | 株式会社パスコ神戸支店 | 8,910,000 | 固定資産税評価図管理システムの開発業務は、1997（平成9）年度の一般競争入札において決定した株式会社パスコに委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311) |
| 令和5年度固定資産税登記・評価連携運用業務 | 2023年4月13日 | 株式会社日立製作所 | 4,356,000 | 課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施における事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9421) |
| 令和5年度 課税システム（固定資産税）基準年度評価替等にかかる改修業務委託 | 2023年4月17日 | 株式会社日立製作所神戸支店 | 29,620,800 | 課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施は、事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条第2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14に該当) | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422) |
| 令和5年度固定資産税エンタープライズゾーン 条例改正に係る課税システム改修業務 | 2023年4月21日 | 株式会社日立製作所 | 10,573,200 | 課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施における事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9421) |
| 固定資産税（償却資産）令和6年度当初課税に係るRPA化対応業務 | 2023年4月26日 | 株式会社日立製作所神戸支店 | 1,918,400 | 株式会社日立製作所は、1990（平成2）年に本市の独自仕様に基づいて本市固有のシステムを開発し、稼働後も現在に至るまで制度改正等に伴う改修を重ね、2016（平成28）年度には当該システムのCS化を行っている。 当該システムの改修業務は、開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、また同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9424) |

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|--|-------------------|-------------------------|-------------------|---|---|
| <p>給与所得者異動届出書RPAの運用支援業務に係る委託契約</p> | <p>2023年5月1日</p> | <p>株式会社日立製作所神戸支店</p> | <p>1,196,800</p> | <p>個人市民税オンラインシステムは、契約先候補である株式会社日立製作所が本市の独自仕様に基づいて開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた、本市固有のシステムである。当該事業者は、1990（平成2年）のシステム開発以降、一貫して運用保守業務を行っており、改修・運用に必要な経験と高度な技術を十分に有している。 これを活かし、2021（令和3）年度からは、本システムを利用して行う給与所得者異動届出書入力業務へのRPA導入にあたり、開発業務の委託先として効率的に業務を遂行した。 RPA保守作業を円滑に実施するために必要な技術、ノウハウを当該事業者が有しており、システム運営に支障をきたすことなく、本業務を遂行できるのは、開発業者である日立製作所しかなく、他者への委託は困難だと考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> | <p>行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352)</p> |
| <p>人事評価システム改修業務</p> | <p>2023年6月6日</p> | <p>株式会社ハイエロン</p> | <p>8,236,800</p> | <p>本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、システム開発に携わった本事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> | <p>行財政局人事課 (TEL: 322-6748)</p> |
| <p>令和5年度神戸市個人市民税当初課税事務BPR支援業務に係る委託契約</p> | <p>2023年6月16日</p> | <p>グラフィス・アーキテクト株式会社</p> | <p>4,994,000</p> | <p>本業務は2022（令和4）年度に実施したBPR業務（現行業務フロー作成、業務の仕分け等）を踏まえて改善策を検討することが必要であり、それができるのは2022（令和4）年度受託者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> | <p>行財政局税務部税制企画課 (TEL: 647-9331)</p> |
| <p>庶務事務システム改修（育児短時間勤務休暇付与日数等按分対応等）業務</p> | <p>2023年6月21日</p> | <p>株式会社高知電子計算センター</p> | <p>8,118,000</p> | <p>当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> | <p>行財政局総務事務センター (TEL: 322-6425)</p> |
| <p>家屋評価支援システム仮想環境移行業務</p> | <p>2023年6月23日</p> | <p>株式会社さくらケーシーエス</p> | <p>12,693,890</p> | <p>家屋評価支援システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札において決定した株式会社さくらケーシーエスに委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> | <p>行財政局税務部税務課 (TEL: 647-9311)</p> |

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|--------------------------------------|------------|---------------------------------------|-----------|---|----------------------------------|
| 令和6年度固定資産税評価に係る標準宅地の地価変動率評定業務に係る委託契約 | 2023年7月3日 | 公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会 | 4,589,772 | <p>固定資産税（土地）の評価における鑑定評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、地価公示や地価調査などの公的土地区画評価との均衡を図りつつ同一地点で大量に行うものであり、特に面的な均衡を図る必要がある。これには、市内の実情に精通した不動産鑑定士を起用し、公的土地区画評価との均衡、地域の面的な価格バランスの確保を行わせる必要があり、これを指導・調整できるのは不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体である兵庫県不動産鑑定士協会以外にないため、同協会を委託先として選定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14に該当）</p> | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422) |
| 課税システム（固定資産税）評価連携機能改修業務委託契約 | 2023年7月21日 | 株式会社日立製作所神戸支店 | 6,056,900 | <p>課税システムの開発業務は、2013（平成25）年度の一般競争入札（総合評価方式）において決定した株式会社日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。システム改修業務の実施は、事業の継続性は、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14に該当）</p> | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422) |
| 他自治体との連携研修の企画提案及び実施業務 | 2023年7月26日 | 一般財団法人地域活性化センター | 2,406,724 | <p>本業務は、特徴的なSDGsの取組を実施している自治体での実地研修を通して、SDGsについて、職員一人ひとりが自分事として考え、神戸市の政策に反映する能力を高めるとともに、研修の参加を通じて、全国の自治体職員等との交流を図ることを目的に実施するものである。</p> <p>当該契約の相手方は、各地域で行われる地域活性化のための活動に関する各種情報を収集、整理、データベース化するとともに、地域社会の活性化のための諸施策をテーマとして調査・研究を行っている。そのため、地方自治体におけるSDGsの取組に関する知見や、地域や自治体職員との人的ネットワークを有している。また、人材育成の事業として、地方創生実践塾を実施しており、地域での実地研修の企画実施及び全国の自治体職員の募集についても豊富なノウハウと経験を有している。</p> <p>以上のことから、当該事業の委託先として相手方を選定する。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> | 行財政局職員研修所 (TEL: 221-3888) |
| 市民税サブシステム標準準拠システムへの移行支援業務（差異分析） | 2023年9月1日 | 株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体（代表者：株式会社TKC） | 5,500,000 | <p>契約先候補である株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体は、市民税サブシステムを導入する際に、総合評価落札方式による一般競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づいた市民税サブシステムを開発した業者である。当該システムの調査業務は開発業者たる株式会社TKC・株式会社プリマジェストしか行うことができず、又同社は調査のための必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。</p> <p>（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号）</p> | 行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352) |

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

| | | | | | |
|---------------------------|------------|----------------|------------|--|----------------------------------|
| 人事評価システム市長部局サーバOS等更新業務 | 2023年9月14日 | 株式会社ハイエレクトロニクス | 11,364,210 | 本業務には当該システムに関する専門的な知識や高度な技術が必要であり、システム開発に携わった本事業者でなければ業務の確実な遂行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当) | 行財政局人事課 (TEL: 322-6748) |
| 固定資産税評価図管理システム改修業務に係る委託契約 | 2023年9月15日 | 株式会社パスコ神戸支店 | 16,434,000 | 固定資産税評価図管理システムの開発業務は、1997(平成9)年度に株式会社パスコ神戸支店に委託した。事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14に該当) | 行財政局税務部固定資産税課 (TEL: 647-9422) |
| 0申告自動審査システムに関する課税システム改修業務 | 2023年9月25日 | 株式会社日立製作所神戸支店 | 20,482,440 | 個人市民税オンラインシステムは、本市の独自仕様に基づいて委託契約先候補である株式会社日立製作所が開発し、稼働後も制度改正等に伴う改修を重ねてきた本市固有のシステムである。 当該業者は、1990(平成2)年にシステムを開発し、その後2016(平成28)年度には当該システムのCS化を行ってきており、システム改修を行うために必要な経験と高度な技術及びノウハウを有する唯一の業者である。また、当該システムの経常運用保守業務を当該業者に委託しており、システム運営に支障をきたすことなく効率的な作業が期待できる。 当該システムの改修業務は開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができず、又同社は改修のための必要な経験及び高い技術を有するため、上記契約先候補を委託先とする。 (地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当) | 行財政局税務部市民税課 (TEL: 647-9352) |